

経営事項審査に必要な提出書類の追加について

(技術職員申立書)

姫路土木事務所建設業課 R1.12

これまで、実務経験 10 年以上の経験で技術職員名簿に登載する者は、職員の年齢で確認していましたが、新たに技術職員申立書を提出いただくことになりました。

今後、新規掲載者で有資格区分コードが「002」の技術者については、10 年以上の実務経験があることを申立てる必要があります。

※ 姫路土木事務所で作成した様式 (Excel) をホームページに掲載していますが、様式は任意となります。労働者名簿等に代えていただいてもかまいません。

【記載必須項目】

- ・業種又は業種コード
- ・技術者の氏名
- ・生年月日
- ・職歴（経験年数、会社名、職務内容）
- ・上記について相違ない旨を確認した事業所等の記名及び押印